

<p>陳 情 第 4 1 号</p>	<p>令 6 . 1 2 . 1 0 受 理</p>
<p>(件 名)</p> <p>(仮称) かごしま郡山風力発電事業について</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>私（連名者のうちの1人）たち夫婦は、長男が生まれてすぐ心臓に疾患が見つかったことから、子供の療育のことも見据えて、8年前に故郷である自然豊かで静かな環境の郡山岳町梨木野地区に帰り生活している。実家をバリアフリーに配慮した家に建て替えており、現在、子供は上から順に13歳、7歳、2歳、0歳と4人おり、日々子育てに奮闘している。長男は手術をし、本人と家族の努力もあり術後の回復は順調で、手足に麻痺は残るものの車椅子に頼らず移動できるようになった。</p> <p>環境影響評価準備書時点での計画では、私の自宅から700～800メートルの位置に最大の高さが154メートルほどの大型の風車、8号機と9号機が建つとのことであった。しかし、その後、鹿児島県から出された知事意見では、「風車から1キロメートル程度離れた住民から騒音の苦情が寄せられている事例があることから、風力発電設備等の配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること。」と述べていただき、これは我々家族のことも配慮してのことと受け取り、新たに公開される計画は知事意見を反映されたものになると信じていた。</p> <p>しかし、2024年11月17日に梨木野地区の住民限定で開催された説明会の日、その日は下の子が明け方に生まれたばかりで多忙だったが、義母に子供たちを預けて説明会に参加し、詳細を知って愕然とした。計画の見直し案では、2機とも私の自宅から600～700メートルの位置に近づくとともに、風車のブレードが10メートル長くなり、最大の高さが159メートルに変更されたものだった。</p> <p>冒頭で述べたとおり、私の長男は心臓に疾患があり、障害者手帳が交付されている。下の子もまだ小さい。風力発電施設から発せられる騒音や低周波は心臓に疾患のある人への影響があると報告されている。因果関係は研究されていないため証明されないものの、悪影響が考えられる。</p> <p>この計画がこのまま着工されれば、長男の命の危機である。私の家族の事情を考えると梨木野地区に住み続けることは困難になる。なぜ、以前から故郷の梨木野地区に帰り住んできた私たち家族が無視され、後から計画された事業に対して自ら家族の事情をさらけ出さなければならないのか。全く配慮してもらえない現状に困惑している。</p>	

我々友人一同も郡山で共に育った同級生として、この事業計画の内容については地域の環境を理解しているとは思えない。当事者家族は自治会にも所属している。本岳自治会長は、県と市に対してこの土地に風車を建てることを推進する陳情書を提出するほど事業者と協議を行っている。当事者家族の事情は、自治会から事業者へ伝わっていなかったのだろうか。

このようなそごが生じるのは、この事業に対する地域からの情報収集に偏りがあり、意見が正しく反映されたものではないからだと思う。

については、当事者家族が今後も静かな環境で子育てができるよう、下記事項について陳情する。

#### 記

1. 鹿児島市においては、知事意見にのっとり、風車が住宅から1キロメートル以上離れるよう県及び事業者に伝えること。
2. 鹿児島市においては、(仮称)かごしま郡山風力発電事業の関係地域である郡山校区コミュニティ協議会、花尾地域コミュニティ協議会及び南方まちづくり協議会から積極的に地域の情報を収集し、県及び事業者に伝えること。
3. 鹿児島市においては、令和6年3月26日に総務省が発表している「太陽光発電設備等の導入に関する調査〈結果に基づく勧告〉」を確認し、地域との間に生じているトラブルに関して適切に対応すること。